

宇土市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和 8 年 9 月 1 5 日

宇土市長 光 井 正 吾

宇土市規則第 5 1 号

宇土市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する規則の一部を改正する規則

宇土市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する規則（平成 2 7 年規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 2 項を加える。

（令和 8 年熊本地震による特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する特例）

- 9 令和 8 年熊本地震により準半壊以上の被害を受けた家屋に居住する世帯であって特定保育所等から保育を受けた子どもに係る令和 8 年 9 月から令和 9 年 8 月分までの保育料については、第 3 条の規定により算出した保育料に次の表に掲げる当該世帯の家屋被害等の種別の区分に応じた減免割合を乗じて得た額を当該保育料から減じた額（当該額に 1 0 円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）とする。

種別	減免割合	必要書類
居住する家屋が全壊又は大規模半壊の判定を受けた世帯	全部	(1) 災害対策基本法（昭和 3 6 年法律第 2 2 3 号）に基づく災証書の写し (2) その他市長が必要と認める書類
居住する家屋が中規模半壊又は半壊の判定を受けた世帯	5 0 %	
居住する家屋が準半壊の判定を受けた世帯	3 0 %	

- 1 0 第 7 条及び前項の規定のうち、2 以上に該当するときは、減免の割合が最も大きいものを適用する。この場合において、最も大きい割合が同時に 2 以上該当するときは、前項の規定を優先する。

附 則

この規則は、令和 8 年 9 月 1 5 日から施行し、この規則による改正後の宇土市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する規則の規定は、令和 8 年 9 月分の保育料から適用し、令和 8 年 8 月分までの保育料については、なお従前の例による。